



受付印

## 固定資産税・都市計画税課税標準特例該当土地 及び新築住宅に対する固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(宛先) 東海市長

住所 \_\_\_\_\_

(所有者) 氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号                               

- 東海市税条例第67条の2
- 東海市税条例附則第7条の3第1項
- 東海市税条例附則第7条の3第2項
- 東海市税条例附則第 条の 第 項

の規定により、固定資産税及び都市計画税の課税の特例・減額を受けたいので下記のとおり申告します。

記

土 地	所在地番	地積 (㎡)	戸数	備考
		東海市		
	区画整理		街区予定地番	
				番

家 屋	家屋所有者			
	種類・構造・屋根・階数			
	建築年月日	年 月 日	戸 数	
	登記年月日	年 月 日	家屋番号	
	床面積	住宅部分		. ㎡
非住宅部分			. ㎡	

新築 建替え 増棟 (画地内住宅戸数 戸→ 戸)

処理欄	土地			家屋		
	画地		用途	入力	面積	用途
担当者		→	専・併・住非按分			専・併
確認者			専・併・住非按分	→		

## 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、税負担を特に軽減する必要から、課税標準の特例措置が設けられています。(地方税法第349条の3の2、東海市税条例第67条の2)

### ●住宅用地の範囲

- ① 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地に使用する土地  
→その土地の全部（家屋床面積の10倍まで）
- ② 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地に使用する土地  
→その土地の面積（家屋床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地
- ③ 住宅と非住宅家屋が混在する敷地に使用する土地  
→建物の内住宅の床面積に対する割合の面積が対象（家屋床面積の10倍まで）

### ●特例内容（住宅1戸あたり）

- 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地） → 固定資産税評価額×1/6（特例率）  
都市計画税評価額×1/3（特例率）
- その他の住宅用地（200㎡を超える部分） → 固定資産税評価額×1/3（特例率）  
都市計画税評価額×2/3（特例率）

## 新築住宅に対する固定資産税の減額

新築住宅は、新築後一定期間、固定資産税の減額措置があります。  
(地方税法附則第15条の6第1項又は第2項、第15条の7第1項又は第2項)

### ●減額される住宅

- ① 居住部分の割合が全体の床面積の1/2以上であること。
- ② 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。(一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下)

### ●減額される期間及び減額割合

#### 東海市税条例附則第7条の3第1項

- ・一般の住宅（下記以外） → 3年間（上限120㎡まで1/2減額）
- ・3階建以上の耐火構造及び準耐火構造住宅 → 5年間（上限120㎡まで1/2減額）

#### 東海市税条例附則第7条の3第2項

- ・一般の住宅（下記以外） → 5年間（上限120㎡まで1/2減額）
- ・3階建以上の耐火構造及び準耐火構造住宅 → 7年間（上限120㎡まで1/2減額）

※ 東海市税条例附則第7条の3第2項の減額を申告する場合は、別添「長期優良住宅認定通知書」の写しが必要です。